

宮古市公式ホームページバナー広告募集要項

宮古市では、市有資産を広告媒体として有効活用することにより、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、次のとおり宮古市公式ホームページに掲載するバナー広告を募集します。

1 広告の募集

(1) 広告媒体の名称

宮古市公式ホームページバナー広告

(2) 広告の位置

宮古市公式ホームページのトップページ下段

(3) 広告の枠数

6 枠

(4) 広告の規格

① サイズ：縦110ピクセル×横320ピクセル

② 形 式：gif（アニメーションgif不可）、jpeg

③ 容 量：10キロバイト以下

④ 広告の色彩

ア 市のホームページと類似した色彩は使用できません

イ アクセシビリティに配慮した色彩を使用してください

(5) 広告掲載期間

・前期（4月1日～9月30日）

・後期（10月1日～3月31日）

(6) 広告掲載期間の注意

掲載開始は期間初日の業務開始時間（8時30分）、掲載終了は期間最終日の業務終了時間（17時15分）とします。

広告掲載開始日又は掲載終了日が、週休日又は休日に当たる場合は、掲載開始日にあってはその日より後の最も近い平日とし、掲載終了日にあってはその日より前の最も近い平日とします。

その他、市のサーバーの保守その他やむを得ない理由により宮古市公式ホームページの公開を停止する場合も広告掲載期間の延長はしません。

(7) 広告掲載料

99,000円（税込）（月額16,500円）

(8) 広告募集期限

それぞれの掲載期間初日の60日前

※広告募集期間は上記のとおりとしますが、募集枠に達しない時は臨時募集する場合もあります。

(9) 広告掲載料の納付の方法

掲載決定後、指定する日までに、宮古市が発行する納付書により、広告料を納付する

ものとしします。

(10) 広告の内容及びデザイン

宮古市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び宮古市広告掲載事務取扱要領（以下「要領」という。）を順守し、宮古市公式ホームページ内に掲載することを十分考慮したものとしします。

2 申込み方法

(1) 申し込み枠

申込みは1枠単位で、申込み枠の空き状況により複数枠の申込みもできます。空き状況については直接お問い合わせください。

(2) 確認事項

要綱及び要領、宮古市公式ホームページ広告募集要項（以下「要項」という。）を確認の上で申込みください。

(3) 必要書類等

- ①宮古市広告掲載申込書（宮古市広告掲載要綱様式第1号）
- ②税情報提供同意書（参考様式1）
- ③広告掲載誓約書（参考様式2）
- ④広告原稿及び電子データ（CD又は申込受付後にメールで提出すること）

(4) 必要書類の提出方法

上記の必要書類を宮古市企画部企画課広報係まで直接持参又は郵送の上、お申込みください。①宮古市広告掲載申込書（宮古市広告掲載要綱様式第1号）②税情報提供同意書（参考様式1）③広告掲載誓約書（参考様式2）は、宮古市公式ホームページからダウンロードできます。また、提出された書類は、返還しません。

(5) 申込受付期限

それぞれの掲載期間初日の60日前までに申し込んでください

(6) お問い合わせ・申し込み先

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市企画部企画課広報係（市役所4階）

電話：0193-68-9065（直通）

FAX：0193-63-9114

電子メール：info@city.miyako.iwate.jp

3 広告に関する審査及び掲載決定

(1) 宮古市広告掲載申込書（宮古市広告掲載要綱様式第1号）や提出された原稿等を要綱第4条別表に掲げる事項により市で審査の上決定します。

(2) 宮古市に主たる事業所又は支店を有する者を優先します。

(3) 広告掲載の申込みが広告枠を超えるときは、抽選により広告掲載候補者を選定し、市で審査の上決定します。

(4) 広告掲載は前期、後期でそれぞれ募集します。希望掲載時期に掲載できない場合、別の掲載時期で調整し、掲載します。

- (5) 広告枠に空きがある場合は臨時募集します。その際は掲載の優先順位を申込み順とし、市で審査の上決定します。
- (6) 掲載の決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合や、掲載期間が希望期間の一部のみとなる場合があります。
- (7) 広告掲載の可否を決定した時は、その旨を宮古市広告掲載（不掲載）決定通知書（宮古市広告掲載要綱様式第2号）で通知します。
- (8) 掲載決定後、広告掲載に関する契約を締結します。

4 広告掲載料の返還

- (1) 納付済みの広告料は、返還しません。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載を中止したときは、この限りではありません。
- (2) 前号ただし書の規定により広告掲載料を返還しようとするときは、広告掲載を中止した期間に係る広告掲載料を返還するものとします。また、返還する広告掲載料は、利子を付しません。

5 市による広告掲載の変更、広告の変更

- (1) 市は、掲載期間満了による宮古市公式ホームページ広告の入替え、デザインの変更又はやむを得ない理由があるときは、掲載中の広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲内で、当該広告の位置又は順番を変更することがあります。
- (2) 広告主は、宮古市公式ホームページ掲載の広告内容を変更しようとするときは、広告掲載変更申請書（参考様式3）を変更しようとする号の30日前までに市に提出するものとします。市で提出されたものを審査し、掲載変更します。

6 注意事項

- (1) 広告原稿の作成は、申込者の責任と費用負担で行うものとします。
- (2) 要綱等に照らして、広告の修正を求める場合があります。
- (3) 広告掲載後であっても、広告内容等が要綱等に抵触することが明らかになった場合は、広告の掲載を取消することがあります。
- (4) 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者の責任及び負担において解決してください。